「国の行政機関の定員の純減について」及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」等の構成（ポイント）

「国の行政機関の定員の純減について（案）」

個別重点事項についての業務の大胆かつ構造的な見直し

純減目標
▲3.5%以上
（▲11,600人以上）を
達成見込み

行政機関全体の毎年度の厳格な定員管理

純減目標
▲1.5%以上
（▲5,000人以上）

定員合理化計画

⊖

⊕
メリハリをつけた必要な増員

【国の行政機関】（ ）はH17年度末定員	【純減数】
農林統計（5,000）	▲2,400以上
食糧管理（7,400）	▲2,200程度
北海道開発（6,300）	▲1,000以上
社会保険庁（17,400）	▲3,000以上
森林管理（5,300）	▲2,400以上
国立高度専門医療センター（5,600）	▲5,600程度
国有財産管理、官庁営繕、国土地理院、自動車登録	▲500 以上
ハローワーク・労働保険（労災）登記・供託、気象庁、行刑施設＋国の行政機関のその他の部門	▲1,800以上

18~22年度の5年間で5%以上の純減 ➡ ▲18,900人（5.7%）以上の純減を確保することとし、このために必要な配置転換、採用抑制等を実施

「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（案）」

配置転換送出し部門

【配転規模】
農林統計・食糧管理 2,800程度
北海道開発 100 程度

定員純減の結果、退職不補充によっても職員数が定員を上回るため、配置転換の送出

配置転換

配置転換受入れ部門

配置転換を受け入れるとともに、そのために一定の採用抑制を実施

配置転換対象者の職務内容との親和性にも配慮し、一定の職域・職種は除外

研修等の実施

各府省は、受入れ職域・職種に応じて必要な研修を実施

配置転換、採用抑制等の円滑な実施のための措置

◯ 職員の処遇の確保、必要な実施体制の確保
◯ 国の行政機関以外（人事院、会計検査院、国会、裁判所、地方公共団体、民間）への人材移籍に係る取組　等

国家公務員雇用調整本部の設置

◯ 配置転換・採用抑制の取組を政府全体で着実に実施
◯ 取組が円滑に進むよう必要な調整

各年度に係る実施計画の策定等

◯ 国家公務員雇用調整本部は、平成19～22年度までの各年度に係る実施計画を策定
◯ 国家公務員雇用調整本部は、実施計画の取組状況を公表

策定

平成19年度に係る実施計画

◯ 各府省における配置転換受入れ目標数：計730人程度
◯ 主な配置転換先
・一般行政事務分野
・一定の訓練・研修等により対応可能な分野

運用方針

◯ 採用抑制率、配置転換受入れ目標数の算出方法
◯ 除外職域・職種の決定

国家公務員雇用調整本部

本部長　内閣官房長官
副本部長　行政改革担当大臣、総務大臣
本部員　内閣官房副長官（政務及び事務）
内閣府副大臣、防衛庁副長官、各省副大臣

地方推進協議会
（地方支分部局等で構成、各ブロック単位でマッチング等に関する事務を担当）

幹事会
（内閣官房副長官補、行革事務局長、各府省官房長等で構成）